

寒川町災害派遣手当及び寒川町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例

平成 18 年 4 月 1 日

条例第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 6 項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項の規定による本町に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 154 条において準用する災害対策基本法第 32 条第 1 項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当(以下これらを「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて本町内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

- 2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が本町内に到着した日から同地を出発した日の前日までの間とする。

(支給方法)

第 3 条 手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

滞在した期間\利用施設 区分	公用の施設又はこれに準 ずる施設	その他の施設
30 日以内の期間	1 日に付き 3,970 円	1 日に付き 6,620 円
30 日を超え 60 日以内の 期間	同 3,970 円	同 5,870 円
60 日を超える期間	同 3,970 円	同 5,140 円

備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう